

情 109 号事件

第 1 審査会の結論

令和 3 年 7 月 9 日付け個人情報部分開示決定は取り消す。

非開示部分の全部を開示すべきである。

第 2 個人情報開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 3 年 6 月 25 日付けで、実施機関に対し、下記文書（以下、「本件文書」という。）の開示を求める個人情報開示請求を行った。

記

審査請求人の子である〇〇〇〇氏（以下、「本人」という。）についての〇〇〇年生から現在に至るまでのいじめに関する資料

2 個人情報部分開示決定

実施機関は、令和 3 年 7 月 9 日付けで個人情報部分開示決定をし、桑名市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第 19 条第 2 号及び同条第 7 号を根拠として、本件文書中、下記の部分が非開示とされた。

記

（条例第 19 条第 2 号に基づく非開示部分）

- ・〇〇年〇月〇日付け「発見者」（2 段目全部）、「概要」（2 段目全部）
- ・同年〇月〇日付け「概要」（一部）
- ・同月〇日付け「概要」（一部）

（条例第 19 条第 7 号に基づく非開示部分）

- ・〇〇年〇月〇日付け「概要」（一部）
- ・同月〇日付け「発見者」（一部）、「概要」（一部）
- ・同月〇日付け「学校の対応」（全部）、「保護者の思い 訴え」（一部）
- ・同年〇月〇日付け「学校の対応」（一部）
- ・同月〇日付け「学校の対応」（全部）
- ・〇〇年〇月〇日付け「概要」（一部）
- ・同月〇日付け「発見者」（2 段目全部）、「概要」（1 段目一部及び 2 段目全部）、「学校の対応」（全部）
- ・同月〇日付け「発見者」（全部）、「概要」（全部）
- ・同年〇月〇日付け「概要」（一部）

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 3 年 8 月 3 日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の理由の骨子は、同日付け審査請求書、同年 10 月 1 日付け意見書に照ら

せば、下記のとおりである。

記

- ・非開示とした部分が信頼できない。
- ・他の児童の保護者からの情報がいじめの内容ならば知る権利がある。
- ・スクールカウンセラーとの面談内容は記録の正確性を確認する必要がある。
- ・関係機関との具体的な相談内容や管理職による私見は条例第 19 条第 7 号に該当しない。
- ・記録内容を確認することで、むしろ事務の適正な遂行が期待できる。
- ・子どもの命を守るため、全てにおいて最大限の開示を求める。

第3 審査会の判断

1 条例第 19 条第 2 号を根拠とする非開示について

- (1) 同条同号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護法益とする規定である。

また、同条同号のただし書き（イ）においては、同条同号に基づく非開示情報に該当する場合であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示情報とされる。

- (2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号を根拠とする非開示の是非を検討する。

本件文書において、非開示とされた情報は、本人のクラスメートである児童の母親から提供された情報、及び他の児童の氏名である。

まず、前者の情報については、本人と当該クラスメートとの直接のやりとりに関する内容であり、本人が直接経験した「既知」の情報であるから、これをことさら秘匿すべき合理的理由はなく、開示することによって個人の権利利益を害するおそれもない。

次に、後者の情報についても、審査請求人が発言した内容であり、審査請求人にとって「既知」の情報であるから、これをことさら秘匿すべき合理的理由はなく、開示することによって個人の権利利益を害するおそれもない。

- (3) そもそも、個人情報保護条例に定める開示請求権の仕組みは、本人が「自己の個人情報の取扱いをチェックするためのもの」であり、開示請求者に開示した後、公になれば自己の不利益となる情報を本人が他に漏らすことも通常では想定する必要がないとされているところである。

そうすると、条例第 19 条第 2 号を根拠として、実施機関によって非開示とされた部分は、いずれも同条同号本文には該当しないものと判断される。

従って、本件文書における情報について、同条同号を根拠に非開示とすることは許されない。

2 条例第 19 条第 7 号を根拠とする非開示について

- (1) 公的機関が行う事務は、公共の利益のために行われ、開示することによりその適正な遂行を著しく困難にすると認められる情報は、結果的に公共の利益を害することとなることから、同条同号は、公共の利益を保護法益とする規定である。

そして、同条同号は、開示することによって事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められる場合に非開示とするべき情報として、「個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報」を掲げているところ、各用語の意味するところは、次のとおりである。

ア 「指導に関する情報」とは、例えば、指導要録、面接指導票等のように、個人の学力、資質、能力等の向上又は改善を目的として、専門的見地から行う指導上の方針、方法、内容、所見等を記録したものをいう。

イ 「診断に関する情報」とは、例えば、各種カルテ、医師意見書、患者登録票等のように、個人の疾病若しくは健康状態等について専門的見地から診察し、又は検査した内容を記録したものをいう。

ウ 「判定に関する情報」とは、例えば、採用試験、児童記録票等のように、個人の知識、能力、性行、性格、技術等について専門的見地から、又は一定の基準に基づいて審査、試験又は検査を行った結果について個別的又は総合的に評価し、判断した結果を記録したものをいう。

エ 「評価に関する情報」とは、例えば、面接関係書類、健康管理記録等のように、個人の適格性、資質等を公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定した内容を記録したものをいう。

- (2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号を根拠とする非開示の是非を検討する。

実施機関によって非開示とされた部分は、いずれも、単なる事実や感想、今後の方針に関する情報であり、上記(1)ア～エの情報には該当しないものと判断される。

なお、非開示とされた今後の方針に関する情報については、上記(1)アの「専門的見地から行う指導上の方針」に該当するのではないかが問題とはなるが、個人の学力、資質、能力等の向上又は改善を目的とした指導方針でないことは明白であり、上記(1)アには該当しないものと認められる。

従って、本件文書における情報について、同条同号を根拠に非開示とすることは許されない。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以上

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月26日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
9月22日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
10月1日	・審査請求人から意見書及び審査会出席申請書受理
10月21日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
12月13日	・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第2回審査)
2月7日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁護士
委 員	藤 本 直 記	税理士